

工学院大学 内部質保証の方針

1. 内部質保証の目的

本学の建学の精神に基づく理念・目的を実現するため、本学は自らの責任において、教育研究活動等が適切な水準にあることを保証し、恒常的・継続的に質の向上を図る。

2. 内部質保証の体制

大学全体の内部質保証に責任を負う組織として、学長の下に内部質保証委員会を置く。内部質保証委員会は、教育研究活動等の適切性、有効性を検証するため、大学全体の自己点検・評価活動を統括する。

3. 内部質保証制度の運用と自己点検・評価

内部質保証委員会は、大学全体の自己点検・評価の結果を、中長期計画や学部・研究科等の教育研究組織および事務組織各部署（以下：各組織）の実施計画や取り組みに適切に反映させることによって、本学の教育研究活動等の改革・改善を推進する。また、内部質保証委員会は、教育研究活動等の改革・改善の達成状況を毎年度確認し、PDCA サイクルを有効に機能させて、内部質保証制度の維持・向上を図るとともに、大学全体の内部質保証の在り方を継続的に検証する

4. 各組織における自己点検・評価の実施

各組織は、内部質保証委員会の定めた点検・評価項目に基づいて、毎年度、自己点検・評価を組織的に実施し、それぞれの長所や問題点、改善課題を明らかにする。各組織においては、点検・評価に必要な情報の収集・分析を行い、検証可能な根拠により自己点検・評価活動を実施する。

5. 自己点検・評価結果の反映

内部質保証委員会は、各組織における自己点検・評価の結果及び外部評価の検証結果を、事業計画や学部・研究科・委員会等の教育研究組織および事務組織の活動計画等に適切に反映させる。

6. 教職員個人における内部質保証

内部質保証委員会は組織的な FD・SD を通じて、内部質保証の価値を全学構成員に浸透させる。教職員は、恒常的・継続的に自己点検・評価を行い、PDCA サイクルによる教育研究活動等の改革・改善を行う。

7. 内部質保証の客観的検証

内部質保証の体制・制度の適切性、有効性を客観的に検証するため、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関により、学校教育法に定められた認証評価を受審する。評価結果および指摘事項等については、改善状況を点検し、教育研究活動等の改善・向上に結び付ける。さらに、毎年度、外部有識者の点検を受ける。

8. 自己点検・評価結果の公表

内部質保証委員会は、各組織からの報告を総括整理し、自己点検・評価結果を学長に報告するとともに、広く社会に向けて公表する。

9. 改善結果の報告と公表

内部質保証委員会は、自己点検・評価結果に基づき、各組織から改善を行った結果を総括整理し、改善結果を学長に報告するとともに、広く社会に向けて公表する。

制定 2019年4月1日

改正 2026年4月1日